

人事委員会年報

平成 23 年 度

平成 24 年 6 月

青森県人事委員会事務局

目 次

＜平成23年度事務事業の概要＞

第1 人事委員会	1
1 人事委員会委員	1
2 人事委員会会議	1
(1) 平成23年度における会議の開催状況	1
(2) 総 括	5
3 条例案に対する意見	5
第2 事 務 局	6
1 職 員 名 簿	6
2 平成23年度予算	7
第3 任 用	8
1 競 争 試 験	8
(1) 採 用 試 験	8
(2) 昇任選考考査	15
2 選 考	18
(1) 採 用 選 考	18
(2) 選 考 試 験	20
(3) 昇 任 選 考	21
第4 給 与	22
1 平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告（平成23年11月1日）	22
(1) 報告のむすび	22
(2) 勧 告	25
2 職員の給与制度の動き	29
第5 勤務時間、休日及び休暇等	31
第6 審 査	32
1 不利益処分の不服申立ての審査	32
2 勤務条件に関する措置要求の審査	32
3 公務災害補償に関する審査	32
4 職員の苦情の処理	33
5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見	33
第7 労働基準監督機関の職権行使	34
1 労働基準法別表第一の号別区分	34
2 事業所調査	34
3 その他の職権行使の状況	35
(1) 労働基準法関係	35

(2) 労働安全衛生法関係	3 6
第 8 職員団体等	3 7
1 職員団体の登録	3 7
(1) 平成 2 3 年度における変更登録の状況	3 7
(2) 平成 2 3 年度末における登録職員団体の状況	3 7
2 管理職員等の範囲の指定	4 0
(1) 県 関 係	4 0
(2) 委 託 関 係	4 1
第 9 公平委員会事務の受託	4 3
1 市 町 村 関 係	4 3
2 一部事務組合関係	4 4
3 広域連合関係	4 4
第10 そ の 他	4 5
1 年間の主な動き	4 5
2 各種会議実施状況	4 6
(1) 全国人事委員会連合会関係	4 6
(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係	4 7
(3) 全国人事委員会事務局長会議	4 9

第1 人事委員会

1 人事委員会委員

職 名	氏 名	生年月日	任 期	常勤・非常勤の別	備 考
委 員 長	佐々木 忠 一	昭和 7. 9. 10	平成 21. 4. 1～平成 25. 3. 31 (2期目)	非常勤	会社相談役
委 員 (委員長職務代理者)	遠 藤 妙 子	昭和 18. 9. 3	平成 23. 4. 1～平成 27. 3. 31 (2期目)	非常勤	団体役員
委 員	遠 間 敏 子	昭和 20. 3. 20	平成 22. 4. 1～平成 26. 3. 31	非常勤	会社役員

2 人事委員会会議

(1) 平成23年度における会議の開催状況

会 議 名	開 催 年 月 日	議 題	公布、公示 年 月 日
第1回委員会	23. 4. 26	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 人事委員会規則2-0（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 5 勤務条件に関する措置要求の判定 6 平成22年（不）第1号事案（元東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所主幹に係る懲戒免職処分取消請求）に係る証拠調べ ○ その他 1 平成23年度業務執行計画及び主な議決事項、協議事項等 2 平成23年民間給与実態調査の実施について	23. 5. 11 23. 5. 11 23. 5. 11
第2回委員会	23. 5. 11	○ 議 案 1 平成23年度青森県職員採用試験全体計画案 2 平成23年度青森県職員採用上級試験実施計画案 3 平成23年度青森県警察官採用試験（警察官A）実施計画案 ○ その他 1 平成22年度職員採用試験合格者の採用状況 2 国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について	23. 5. 16 23. 5. 16
第3回委員会	23. 5. 30	○ 協 議 平成22年（不）第1号事案（元東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所主幹に係る懲戒免職処分取消請求）の協議 ○ その他 平成23年職種別民間給与実態調査の実施について	

会 議 名	開 催 年 月 日	議 題	公布、公示 年 月 日
第4回委員会	23. 6. 16	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-67（管理職手当）の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 5 平成23年度青森県職員採用試験全体計画変更案 6 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 報 告 専決処分した事項（職員の昇任選考）の報告 ○ その他 平成23年職種別民間給与実態調査について	23. 6. 24 23. 6. 24 23. 6. 24
第5回委員会	23. 6. 30	○ 議 案 1 職員の昇任選考 2 人事委員会規則6-18（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-67（管理職手当）の一部を改正する規則案 4 不利益処分に関する審査請求の裁決（案） ○ その他 1 平成23年度青森県職員採用上級試験実施状況 2 平成23年度警察官A採用試験申込状況	23. 7. 1 23. 7. 1
第6回委員会	23. 7. 6	○ 議 案 1 人事委員会規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 2 平成23年度青森県職員採用上級試験（社会人枠）実施計画案 3 平成23年度青森県職員採用中級試験及び初級試験実施計画案 4 平成23年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画案 ○ その他 平成23年度青森県職員採用上級第1次試験の合格者について	23. 7. 15 23. 7. 15 23. 7. 15 23. 7. 15
第7回委員会	23. 8. 17	○ 議 案 1 人事委員会事務局職員の任免 2 職員の昇任選考 3 平成23年度青森県職員採用上級試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 4 職員団体の登録 ○ 報 告 専決処分した事項（職員の採用選考）の報告	

会 議 名	開 催 年 月 日	議 題	公布、公示 年 月 日
第8回委員会	23. 9. 5	○ 議 案 1 警察官の採用選考 2 平成23年度青森県警察官採用試験（警察官A）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 3 平成23年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施計画案 ○ その他 青森県職員採用上級（社会人枠）試験の申込状況等について	23. 9. 16
第9回委員会	23. 10. 7	○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第1回）	
第10回委員会	23. 10. 24	○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第2回）	
第11回委員会	23. 10. 27	○ 議 案 職員の給与等に関する報告及び勧告案	
第12回委員会	23. 11. 10	○ 議 案 平成23年度青森県職員採用中級・初級試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ その他 上級試験（社会人枠）の面接試験について	
第13回委員会	23. 11. 24	○ 議 案 1 平成23年度青森県職員採用上級試験（社会人枠）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 平成23年度青森県警察官採用試験（警察官B）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 3 地方公務員法第5条第2項の規定による意見	
第14回委員会	23. 11. 30	○ 議 案 1 人事委員会規則7-80（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則7-111（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（平成22年3月31日公布）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-191（平成18年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料）の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則7-202（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）案 5 人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則案	23. 11. 30 23. 11. 30 23. 11. 30 23. 11. 30 23. 11. 30
第15回委員会	23. 12. 9	○ 議 案 1 人事委員会規則7-27（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則7-170（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則案 ○ その他 1 平成23年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施状況 2 平成18年給与構造改革に係る経過措置見直しの実施状況 3 警察官採用試験の全部委任について	23. 12. 16 23. 12. 16
第16回委員会	24. 1. 31	○ その他 1 警察官採用試験の全部委任について 2 職員採用試験等の点検・見直しについて 3 国家公務員給与の取扱いについて	

会 議 名	開 催 年 月 日	議 題	公布、公示 年 月 日
第17回委員会	24. 2. 28	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 職員の昇任選考 3 任期付職員の任期の更新の承認 4 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ その他 1 面接評定方式等及び面接カードの見直し等について 2 面接員への第1次試験結果の提示について	
第18回委員会	24. 3. 15	○ 議 案 1 人事委員会事務局職員の任免（総括主幹以上） 2 職員の採用選考（知事部局） 3 職員の採用選考（病院局） 4 職員の昇任選考（知事部局） 5 職員の昇任選考（県議会） 6 職員の昇任選考（病院局） 7 職員の昇任選考（教育委員会） 8 人事委員会規則2-0（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則案 9 人事委員会規則2-28（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則案 10 人事委員会規則2-31（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則案	24. 3. 30 24. 3. 30 24. 3. 30
第19回委員会	24. 3. 23	○ 議 案 1 人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則6-18（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-0（給料等の支給）の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則7-27（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案 5 人事委員会規則7-39（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則案 6 人事委員会規則7-51（へき地手当等）の一部を改正する規則案 ○ 協 議 平成24年度職員採用試験の日程（案）	24. 3. 30 24. 3. 30 24. 3. 30 24. 3. 30 24. 3. 30 24. 3. 30
第20回委員会	24. 3. 28	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 人事委員会規則7-67（管理職手当）の一部を改正する規則案 ○ その他 県職員の給与に係る点検と今後の課題	24. 3. 30

(2) 総 括

開催回数		議 案									議 議 案 以 外					合
定 例 会	臨 時 会	規則制定・改廃	通知制定・改廃	各種試験関係	職員団体関係	不服申立て関係	各種承認関係	条例案に対する意見	その他	小 計	審 理	報 告	協 議	その他	小 計	計
20		26		13	1	2	1	3	18	64		2	4	20	26	90

3 条例案に対する意見

意見提出 年 月 日	議 案 番 号	件 名	意 見
23. 6. 16	第266回定例会 (平成23年6月) 議案第5号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、国家公務員等退職手当法施行令の改正に準じ、退職手当の支給を受けて公庫等に勤務したことのある職員等の退職手当から控除する既に支給を受けた退職手当の利息相当分の計算に用いる利率を改めるため改正を行うものであり、適当である。
23. 11. 24	第268回定例会 (平成23年11月) 議案第9号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、本委員会が地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して平成23年11月1日に行った職員の給与等に関する報告及び勧告にかんがみ、職員の給料月額を改定するものであり、適当であると考えている。
23. 11. 24	第268回定例会 (平成23年11月) 議案第19号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、東日本大震災に対処するための作業に係る特例を定めるものであり、適当であると考えている。
24. 2. 28	第269回定例会 (平成24年2月) 議案第26号	職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、平成21年度から特例的に実施してきた管理職職員を対象とする給与減額措置を平成26年3月31日まで延長しようとするものであるが、この給与減額措置は、労働基本権制約の代償措置である給与勧告制度の趣旨とは異なるものである。 本委員会としては、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されるよう望むものである。
24. 2. 28	第269回定例会 (平成24年2月) 議案第52号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案のうち、へき地教育振興法の改正に伴う所要の改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進するために行われるものであり、適当であると考えている。

第 2 事 務 局

1 職 員 名 簿

課 名	職 名	氏 名	備 考
事 務 局 長		木 村 正 則	2 3 . 8 . 1 7 出向（会計管理者）
		山 田 光 雄	2 3 . 8 . 1 8
管 理 課	課 長	山 内 潤 一	2 4 . 3 . 3 1 出向 （東青地域県民局地域健康福祉部長）
	総 括 主 幹	堀 切 康	
	総 括 主 幹	成 田 哲 朗	2 4 . 3 . 3 1 出向 （県境再生対策室総括主幹）
	主 幹	佐々木 克 剛	2 4 . 3 . 3 1 出向 （議会事務局議事課主幹）
	主 査	柿 崎 由見子	
	主 査	梅 原 実 津	
職 員 課	課 長	阿 部 善 弘	
	総 括 主 幹	渋谷 治	2 4 . 3 . 3 1 出向（統計分析課総括主幹）
	総 括 主 幹	小 坂 秀 滋	
	主 幹	熊 谷 信 子	
	主 査	薦 谷 陽 子	
	主 査	土 屋 順 司	2 4 . 3 . 3 1 出向（防災消防課主査）
	主 査	鈴 木 忍	2 4 . 3 . 3 1 出向（会計管理課主査）
	主 査	樋 口 淳 一	
	主 事	村 上 美祐貴	2 4 . 3 . 3 1 出向（監理課主事）

2 平成23年度予算

歳 入

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
14 款 諸収入	622		622	「地方公共団体と青森県との間の公平委員会の 事務委託に関する規約」による委託費 年額 13 × 10 (市) =130 10 × 30 (町村) =300 6 × 32 (一部事務組合等) =192 定額分 72 団体 622
4 項 受託事業収入	622		622	
1 目 総務受託事業収入	622		622	
2 節 人事委員会費	622		622	
市町村公平 委員会事務	622		622	

歳 出

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
2 款 総務費				
9 項 人事委員会費	197,034	△ 36,841	160,193	
1 目 委員会費	21,907	△ 1,964	19,943	(1) 管理費 8,502
1 節 報酬	5,868	△ 520	5,348	(2) 職員費 2,113
8 節 報償費	195	△ 47	148	(3) 試験費 9,328
9 節 旅費	4,412	△ 449	3,963	
10 節 交際費	18		18	
11 節 需用費	5,870	△ 300	5,570	
12 節 役務費	2,611	△ 526	2,085	
13 節 委託料	131		131	
14 節 使用料及び 賃借料	440		440	
18 節 備品購入費	179	△ 12	167	
19 節 負担金補助 及び交付金	2,183	△ 110	2,073	
2 目 事務局費	175,127	△ 34,877	140,250	
2 節 給料	68,875	△ 1,184	67,691	(1) 事務費 2,047
3 節 職員手当等	74,249	△ 33,372	40,877	(2) 人件費 138,203
4 節 共済費	26,374	231	26,605	
7 節 賃金	2,982	48	3,030	
10 節 交際費	18		18	
11 節 需用費	2,259	△ 600	1,659	
12 節 役務費	104		104	
14 節 使用料及び 賃借料	266		266	

第 3 任 用

1 競 争 試 験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第 17 条第 3 項）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

(1) 採 用 試 験

平成 23 年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。

職員採用試験の申込者数については、上級は前年度比 5.2% 増、中級は前年度比 5.0% 減、初級は前年度比 23.7% 増となった。なお、上級試験（社会人枠）を初めて実施したところ、受験倍率は 28.9 倍となった。

警察官採用試験の申込者数については、警察官 A は前年度比で男性 I・II は 1.5% 減、女性は前年度比で 14.0% 増、警察官 B は前年度比で男性は 3.3% 減、女性は 31.9% 増となった。

試験の種類		申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数		
上 級 試 験		824 (783)	663 (601)	290 (222)	268 (210)	99 (97)	6.7 (6.2)	87 (89)
上級試験（社会人枠）		335 (-)	289 (-)	45 (-)	45 (-)	10 (-)	28.9 (-)	10 (-)
中 級 試 験		57 (60)	53 (55)	6 (9)	6 (7)	2 (3)	26.5 (18.3)	2 (3)
初 級 試 験		292 (236)	275 (216)	64 (87)	62 (84)	32 (43)	8.6 (5.0)	24 (38)
警察官 A 試験	男 性 I (H23.10.1採用)	249 (241)	211 (213)	122 (128)	109 (117)	33 (36)	6.4 (5.9)	29 (36)
	男 性 II (H24.4.1採用)	452 (471)	377 (412)	162 (143)	129 (112)	48 (46)	7.9 (9.0)	31 (35)
	女 性 I (H23.10.1採用)	30 (-)	19 (-)	10 (-)	10 (-)	2 (-)	9.5 (-)	2 (-)
	女 性 II (H24.4.1採用)	92 (107)	69 (85)	20 (13)	11 (10)	4 (2)	17.3 (42.5)	3 (1)
	男性/武道指導 (柔道)	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2 (3)	1 (2)	2.0 (1.5)	1 (2)
	男性/武道指導 (剣道)	3 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (1)	0.0 (1.0)	0 (1)
警察官 B 試験	男 性	557 (576)	488 (511)	243 (138)	220 (129)	64 (40)	7.6 (12.8)	53 (28)
	女 性	91 (69)	68 (55)	15 (10)	15 (10)	3 (2)	22.7 (27.5)	2 (2)
合 計		2,984 (2,547)	2,515 (2,152)	980 (754)	878 (683)	298 (272)	8.4 (7.9)	244 (235)

(注) 1. () 内は、平成 22 年度の実施状況である。

2. 受験倍率は $\frac{\text{受 験 者 数}}{\text{第 2 次試験の合格者数}}$ である。

ア 日程等

試験の 種 類	公告日	申込受付 期 間	試 験 日 (合格発表日)		試 験 会 場	採用候補者 名 簿 確定年月日
			第 1 次試験	第 2 次試験		
上級試験	23. 5. 16	23. 5. 17 ～23. 6. 3	23. 6. 26 (23. 7. 8)	23. 7. 25 ～29 (23. 8. 18)	第 1 次 青森高校 明治大学アカデ ミーコモン 第 2 次 青森県庁	23. 8. 17
上級試験 (社会人枠)	23. 7. 15	23. 8. 15 ～23. 9. 16	23. 10. 16 (23. 10. 28)	23. 11. 13 (23. 11. 25)	第 1 次 自治研修所 第 2 次 青森県庁	23. 11. 24
中級試験	23. 7. 15	23. 8. 8 ～23. 9. 2	23. 9. 25 (23. 10. 7)	23. 10. 24 ～25 (23. 11. 11)	第 1 次 青森戸山高校 弘前高校 八戸工業高校	23. 11. 10
初級試験					第 2 次 青森県庁	
警察官 A 試 験	23. 5. 16	23. 5. 30 ～23. 6. 24	23. 7. 10 (23. 7. 20)	23. 8. 19 ～21 (23. 9. 7)	第 1 次 青森商業高校 第 2 次 警察学校	23. 9. 5
警察官 B 試 験	23. 7. 15	23. 8. 8 ～23. 9. 2	23. 9. 25 (23. 10. 7)	23. 11. 4 ～ 6 (23. 11. 25)	第 1 次 青森戸山高校 弘前高校 八戸工業高校 第 2 次 警察学校	23. 11. 24

イ 受験資格及び試験の方法

試験の 種 類	受 験 資 格 [24. 4. 1現在の年齢]	試 験 の 方 法		
		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	その他
上級 試験	次のいずれかに該当する者 ① 昭和 5 7 年 4 月 2 日か ら平成 2 年 4 月 1 日ま でに生まれた者 [2 2 歳以上 2 9 歳以下] ② 平成 2 年 4 月 2 日以降 に生まれた者で大学卒 又は大学卒見込みの者 [2 1 歳以下]	1 教養試験 五枝択一式 50題 (2 時間30分) 2 専門試験 五枝択一式 40題 (2 時間)	1 論文試験 1 題 (1 時間) 2 面接試験 〔 集団面接 個別面接 3 適性検査 4 身体検査	
上級 試験 (社会人枠)	昭和 5 2 年 4 月 2 日から 昭和 5 7 年 4 月 1 日まで に生まれた者 [3 0 歳以上 3 4 歳以下]	1 教養試験 (行政のみ) 五枝択一式 40題 (2 時間) 2 専門試験 (行政以外) 五枝択一式 30題 (2 時間) 3 論文試験 1 題 (1 時間)	1 面接試験 個別面接 (プレゼ ンテーションを含 む。) 2 適性検査	

試験の種類	受 験 資 格 [24. 4. 1現在の年齢]	試 験 の 方 法		
		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	その他
中級試験	昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 [20歳以上27歳以下]	1 教養試験 五枝択一式 50題 (2時間) 2 専門試験(栄養士・総合土木) 五枝択一式 40題 (2時間) 3 適性試験(一般事務・教育事務・警察事務) 五枝択一式 120題 (15分)	1 論(作)文試験 1題(1時間) 2 面接試験 〔集団面接 個別面接〕 3 適性検査 4 身体検査	
初級試験	平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 [18歳以上21歳以下]			
警察官A試験	昭和54年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [32歳以下]	1 教養試験 五枝択一式 50題 警察官A試験 －2時間30分 警察官B試験 －2時間	1 論(作)文試験 1題(1時間) 2 面接試験 〔集団面接 個別面接〕 3 適性検査 4 体力検査 持久力、瞬発力及び筋力 5 身体検査	受験資格等の調査
警察官B試験	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 (警察官Aの受験資格を有する者を除く。) [18歳以上32歳以下]	2 実技試験 (警察官A(男性/武道指導))		

ウ 実施状況

試験の種類	試験職種	採用予定人員	申込者 (A)	第1次試験			第2次試験		申込倍率 (A/C)	受験倍率 (B/C)	計	採用者					
				受験者 (B)	受験率 (B/A)	合格者	受験者	合格者 (C)				知事 部局	病院 局	警察 本部	教育 委員会	小中 学校	各種 委員会
上級試験	行政	55	615	484	78.7	165	155	55	11.2	8.8	47	41	1		4		1
	警察行政	5	50	41	82.0	15	15	5	10.0	8.2	4			4			
	化学	11	39	35	89.7	33	31	11	3.5	3.2	11	11					
	薬学	6	14	14	100.0	14	12	6	2.3	2.3	4	2	2				
	農学	4	27	24	88.9	12	11	4	6.8	6.0	4	4					
	畜産	1	4	3	75.0	3	1	1	4.0	3.0	1	1					
	林業	3	15	12	80.0	9	8	3	5.0	4.0	3	3					
	総合土木	8	31	26	83.9	24	22	8	3.9	3.3	7	7					
	水産	1	10	8	80.0	3	3	1	10.0	8.0	1	1					
	建築	2	8	5	62.5	5	4	2	4.0	2.5	2	2					
	電気	1	6	6	100.0	3	3	1	6.0	6.0	1	1					
	機械	2	5	5	100.0	4	3	2	2.5	2.5	2	2					
	計	99	824	663	80.5	290	268	99	8.3	6.7	87	75	3	4	4		1
上級試験 (社会人枠)	行政	6	309	265	85.8	30	30	6	51.5	44.2	6	6					
	化学	1	12	11	91.7	7	7	1	12.0	11.0	1	1					
	薬学	1	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1.0	1	1					
	総合土木	1	11	10	90.9	5	4	1	11.0	10.0	1	1					
	建築	1	2	2	100.0	2	2	1	2.0	2.0	1	1					
	計	10	335	289	86.3	45	44	10	33.5	28.9	10	10					
中級試験	栄養士	2	57	53	93.0	6	6	2	28.5	26.5	2					2	
	計	2	57	53	93.0	6	6	2	28.5	26.5	2					2	
初級試験	一般事務	9	125	118	94.4	18	18	9	9.5	9.0	7	7					
	教育事務	17	124	117	94.4	34	34	17			11				2	9	
	警察事務	4	35	34	97.1	8	6	4			4			4			
	総合土木	2	8	6	75.0	4	4	2			2	2					
	計	32	292	275	94.2	64	62	32	9.1	8.6	24	9		4	2	9	
警察官試験	警察官A (男性Ⅰ)	35	249	211	84.7	122	109	33	7.5	6.4	29			29			
	警察官A (男性Ⅱ)	48	452	377	83.4	162	129	48	9.4	7.9	31			31			
	警察官A (女性Ⅰ)	2	30	19	63.3	10	10	2	15.0	9.5	2			2			
	警察官A (女性Ⅱ)	4	92	69	75.0	20	11	4	23.0	17.3	3			3			
	警察官A (男性/武進指導(兼道))	2	2	2	100.0	2	2	1	2.0	2.0	1			1			
	警察官A (男性/武進指導(兼道))	2	3	1	33.3	1	1	—	—	—	—						
	警察官B (男性)	64	557	488	87.6	243	219	64	8.7	7.6	53			53			
	警察官B (女性)	3	91	68	74.7	15	15	3	30.3	22.7	2			2			
	計	160	1,476	1,235	83.7	575	496	155	9.5	8.0	121			121			
合計		303	2,984	2,515	84.3	980	876	298	10.0	8.4	244	94	3	129	6	11	1

- (注) 1. 「教育委員会」欄には、教育委員会、県立学校及び学校以外の教育機関に係る人員を記載した。
2. 「小中学校」欄には、市町村立小・中学校に係る人員を記載した。
3. 初級試験の試験職種「一般事務」「教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第3志望まで選択させたものである。

エ 参考（学歴別、男女別の申込者数、受験者数及び合格者数調）

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
上級試験	行政	男	28	22	3	347	270	28	4	2		16	13					395	307	31
		女	20	19	5	192	151	19	5	4		3	3					220	177	24
		計	48	41	8	539	421	47	9	6		19	16					615	484	55
	警察行政	男				23	17	2	1	1								24	18	2
		女	2	2		24	21	3										26	23	3
		計	2	2		47	38	5	1	1								50	41	5
	化学	男	14	11	6	12	12	4										26	23	10
		女	7	6	1	6	6											13	12	1
		計	21	17	7	18	18	4										39	35	11
	薬学	男	1	1	1	3	3											4	4	1
		女				10	10	5										10	10	5
		計	1	1	1	13	13	5										14	14	6
	農学	男	4	4	1	13	10											17	14	1
		女	5	5	1	5	5	2										10	10	3
		計	9	9	2	18	15	2										27	24	4
	畜産	男	1	1		2	2	1										3	3	1
		女				1												1		
		計	1	1		3	2	1										4	3	1
	林業	男	2	1		7	7	1										9	8	1
		女	3	1	1	3	3	1										6	4	2
		計	5	2	1	10	10	2										15	12	3
	総合土木	男	9	8	3	20	16	3										29	24	6
		女	1	1	1	1	1	1										2	2	2
		計	10	9	4	21	17	4										31	26	8
	水産	男	1	1		4	3	1										5	4	1
		女	1	1		4	3											5	4	
		計	2	2		8	6	1										10	8	1
	建築	男	3	2	2	4	3											7	5	2
		女				1												1		
		計	3	2	2	5	3											8	5	2
	電気	男				6	6	1										6	6	1
		女																		
		計				6	6	1										6	6	1
	機械	男	1	1	1	4	4	1										5	5	2
		女																		
		計	1	1	1	4	4	1										5	5	2
	計	男	64	52	17	445	353	42	5	3		16	13					530	421	59
		女	39	35	9	247	200	31	5	4		3	3					294	242	40
		計	103	87	26	692	553	73	10	7		19	16					824	663	99

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
上級試験 (社会人枠)	行政	男	16	13	1	147	126	3	9	8		12	9					184	156	4
		女	9	6		95	86	2	11	8		9	8		1	1		125	109	2
		計	25	19	1	242	212	5	20	16		21	17		1	1		309	265	6
	化学	男	3	3		6	5											9	8	
		女	1	1		2	2	1										3	3	1
		計	4	4		8	7	1										12	11	1
	薬学	男																		
		女	1	1	1													1	1	1
		計	1	1	1													1	1	1
	総合土木	男	2	2	1	2	2		2	2		4	3					10	9	1
		女				1	1											1	1	
		計	2	2	1	3	3		2	2		4	3					11	10	1
	建築	男							1	1		1	1	1				2	2	1
		女																		
		計							1	1		1	1	1				2	2	1
	計	男	21	18	2	155	133	3	12	11		17	13	1				205	175	6
		女	11	8	1	98	89	3	11	8		9	8		1	1		130	114	4
		計	32	26	3	253	222	6	23	19		26	21	1	1	1		335	289	10
中級試験	栄養士	男				1	1		6	6								7	7	
		女				34	30	2	16	16								50	46	2
		計				35	31	2	22	22								57	53	2
	計	男				1	1		6	6								7	7	
		女				34	30	2	16	16								50	46	2
		計				35	31	2	22	22								57	53	2
初級試験	一般事務	男							10	9	1	42	40	2				52	49	3
		女							18	18	3	55	51	3				73	69	6
		計							28	27	4	97	91	5				125	118	9
	教育事務	男							14	10		44	44	9				58	54	9
		女							18	16	1	48	47	7				66	63	8
		計							32	26	1	92	91	16				124	117	17
	警察事務	男							3	3		2	2	1				5	5	1
		女							5	4		25	25	3				30	29	3
		計							8	7		27	27	4				35	34	4
	総合土木	男							2	2		5	4	2				7	6	2
		女													1			1		
		計							2	2		5	4	2	1			8	6	2
	計	男							29	24	1	93	90	14				122	114	15
		女							41	38	4	128	123	13	1			170	161	17
		計							70	62	5	221	213	27	1			292	275	32

試験 の 種類	試験職種	性 別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
警 察 官 試 験	警察官A (男性Ⅰ)	男	9	9		240	202	33										249	211	33
	警察官A (男性Ⅱ)	男	36	29	3	416	348	45										452	377	48
	警察官A (女性Ⅰ)	女	3	3		27	16	2										30	19	2
	警察官A (女性Ⅱ)	女	3	3		89	66	4										92	69	4
	警察官A (男性/武道指導(柔道))	男				2	2	1										2	2	1
	警察官A (男性/武道指導(剣道))	男				3	1											3	1	
	警察官B (男性)	男							130	107	3	426	380	61	1	1		557	488	64
	警察官B (女性)	女							17	9	1	74	59	2				91	68	3
	計	男	45	38	3	661	553	79	130	107	3	426	380	61	1	1		1,263	1,079	146
		女	6	6		116	82	6	17	9	1	74	59	2				213	156	9
		計	51	44	3	777	635	85	147	116	4	500	439	63	1	1		1,476	1,235	155
合 計		男	130	108	22	1,262	1,040	124	182	151	4	552	496	76	1	1		2,127	1,796	226
		女	56	49	10	495	401	42	90	75	5	214	193	15	2	1		857	719	72
		計	186	157	32	1,757	1,441	166	272	226	9	766	689	91	3	2		2,984	2,515	298

(2) 昇任選考考査

警察官の階級警部以下への昇任については、昇任選考考査を行っており、平成23年度の実施状況は、次のとおりである。なお、昇任選考考査の実施については、警察本部長に委任している。

ア 日程等

昇任させる階級	考査の種類	選考考査実施日			合格発表日	考査会場
		予備試験	第1次試験	第2次試験		
			受験者選抜	筆記面接試験		
警部	一般	23. 6. 17	23. 6. 24	23. 7. 22	23. 8. 5	予備 警察本部、警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、三沢、むつ、野辺地の各警察署 第1次 警察本部、警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、三沢、むつ、野辺地の各警察署 第2次 警察本部、警察学校
	選抜	実施しない			23. 12. 14	警察本部
	選考		23. 12. 26		23. 12. 27	
警部補	一般	23. 4. 22	23. 5. 13	23. 6. 10	23. 6. 16	予備 警察学校、運転免許センター、青森、八戸、弘前、三沢、むつ、野辺地、五戸の各警察署 第1次 警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、三沢、むつ、五戸の各警察署、警視庁 第2次 警察本部、警察学校
	選抜	実施しない			23. 12. 14	警察本部
	選考		23. 12. 26		23. 12. 27	
巡査長	一般	23. 4. 22	23. 5. 12	23. 6. 9	23. 6. 16	予備 警察学校、運転免許センター、青森、八戸、弘前、三沢、むつ、野辺地、五戸の各警察署 第1次 警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、十和田、黒石、むつ、野辺地、五戸の各警察署、千葉県警察（空港警備隊） 第2次 警察本部、警察学校
	選抜					
	選考	実施しない	23. 12. 26		23. 12. 27	警察本部

イ 実施状況

昇任 させる 階 級	考査 の 種類	申 込 者 (選抜及び選考は、 所属長推薦者)	予 備 試 験		第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		筆記口述試験		競争率	昇任者
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者		
警 部	一般	286 (35)	251	85	120 (35)	31 (10)	31 (10)	24 (8)			11.9	20
	選抜	12	実 施 し な い						—	—	6.0	2
	選考	16							4	4	4.0	4
警部補	一般	362 (47)	315	102	147 (47)	62 (27)	62 (27)	45 (24)			8.0	45
	選抜	7	実 施 し な い						—	—	1.8	4
	選考	27							8	8	3.4	8
巡 査 部 長	一般	499 (69)	430	114	182 (69)	84 (32)	84 (32)	70 (23)			7.1	69
	選抜											
	選考	20	実 施 し な い						12	12	1.7	12

(注) 1. () 内は、予備試験免除者で内数である。

2. 競争率は、 $\frac{\text{受験者（又は所属長推薦者）}}{\text{第2次試験合格者（又は筆記口述試験合格者）}}$ である。

3. 「一般」の競争率算出における受験者数は、予備試験受験者に予備試験免除者を加えたものである。

ウ 受験資格及び考査の方法

昇任 させる 階 級	考査の 種 類	受 考 資 格	考 査 の 方 法		
			予備試験	第 1 次試験	第 2 次試験
				(筆記面接試験)	
警 部	一 般	警部補として 4 年以上の在級年数を有する者	筆 記 試 験 五枝択一式 50問	筆記試験 7 科 目	面接試験 術科試験 実務能力試験
	選 抜	警部補として 4 年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門の実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選 考	警部補として 10 年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が 55 歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	筆記試験（1 科目） 及び面接試験	
警部補	一 般	巡査部長として 4 年（大卒者は 2 年、短大卒者は 3 年）以上の在級年数を有する者	筆 記 試 験 五枝択一式 50問	筆記試験 6 科 目	面接試験 術科試験
	選 抜	巡査部長として 4 年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門の実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選 考	巡査部長として 10 年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が 50 歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	筆記試験（1 科目） 及び面接試験	
巡 査 部 長	一 般	巡査として 4 年（大卒者は 2 年、短大卒者は 3 年）以上の在級年数を有する者	筆 記 試 験 五枝択一式 50問	筆記試験 6 科 目	面接試験 術科試験
	選 抜	巡査として 4 年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門の実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選 考	巡査として 14 年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が 36 歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	筆記試験（1 科目） 及び面接試験	

2 選 考

競争試験によることが不適當であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条第3項ただし書）、本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

(1) 採 用 選 考

平成23年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 適用根拠規定（人事委員会規則6－15第33条第1項各号）別状況

規 定		部 局 知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第1号	役付の職	人 13	人 14	人 1	人	人	人 28
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職						
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認めるもの						
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体、国又は公共企業体に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの	(5) 2			3		(5) 5
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの	4			11		15
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職	14	87	3	1		105
第7号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適當であると人事委員会が認める職	(37)					(37)
	計	(42) 33	101	4	15		(42) 153

(注) 1. 発令日が23. 4. 1～24. 3.31の採用者である。

2. () 内は、無給併任職員で外数である。

イ 適用給料表別職層状況

適用 給料表	職 名 (職)	人 員	左 の 部 局 別 人 員				
			知 事 部 局	病 院 局	教育委員会	警 察 本 部	各種委員会
行 政 職	部 長 級	3	3				
	次 長 級	2	2				
	課 長 級	5	5				
	副 参 事 級						
	総 括 主 幹 級	1	1				
	主 幹 級	1				1	
	主 査 級	6	4		1	1	
	主 事 級	12	5	3	3	1	
	計	30	20	3	4	3	
警 察 職	警 視	1				1	
	警 部	1				1	
	警 部 補	2				2	
	巡 査 部 長	3				3	
	巡 査	5				5	
	計	12				12	
医 療 職 (一)	部 長 級						
	課 長 級	9		9			
	総 括 主 幹 級	6	1	5			
	技 師 (医 師)	20		20			
	計	35	1	34			
医療職 (二)	技 師 (獣医師等)	24	8	16			
	計	24	8	16			
医療職 (三)	技 師 (看 護 師 等)	52	4	48			
	計	52	4	48			
合 計		153	33	101	4	15	

(2) 選 考 試 験

採用職種を一般事務等とする身体障害者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、平成23年度の状況は、次のとおりである。

ア 日程等

試 験	公 告 日	申込受付期間	試験日（合格発表日）		試 験 会 場
			第1次試験	第2次試験	
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	23. 9. 16	23. 9. 26 ～10. 14	23. 11. 13 (23. 11. 18)	23. 11. 28 (23. 12. 9)	第1次：青森県総合社会 教育センター 第2次：青森県庁

イ 実施状況

試 験	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員
		受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者		
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	11	10	6	6	2	5.0	1

(注) 受験倍率は、 $\frac{\text{受 験 者 数}}{\text{第 2 次 試 験 の 合 格 者 数}}$ である。

ウ 受験資格及び試験の方法

試 験	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、自力で通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能で、身体障害者手帳の交付を受けており、活字印刷文又は点字による出題に対応できる者	1 教養試験 五枝択一式 40題 (2時間)	1 作文試験 1題(1時間) 2 面接試験 個別面接 3 身体検査

(3) 昇 任 選 考

平成23年度に本委員会で実施した昇任選考の状況は、次のとおりである。

昇任した職 又は階級	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会等	合 計
部長級へ	9	1	1		2	13
次長級へ	35	3	3	3		44
警視へ	——	——	——	17	——	17
合 計	44	4	4	20	2	74

(注) 1. 発令日が23. 4. 1～24. 3. 31の昇任者である。

2. 総括課長級以下の職及び警部以下の階級への昇任については、選考の権限を任命権者に委任している。

3. 各種委員会等には、議会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局に係る人員を記載した。

第4 給 与

1 平成23年 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成23年11月1日）

（1）報告のむすび

（人事委員会勧告の意義と役割）

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられ、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的とするものである。人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立ち、勧告を行うことにより、職員の適正な処遇が確保されるとともに、人材の確保や労使関係の安定を通じて能率的な行政運営の維持に寄与している。

（給与勧告の基本的考え方）

給与勧告に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮することとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの考慮事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、近年、地方公務員給与については、地域の民間給与をより重視することが求められる状況となっており、本県では平成18年4月に給与構造改革を実施し、給料表水準を平均4.8%引き下げるなどの給与制度全般にわたる見直しを行ったところであるが、職員の給与については、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

（本年の給与改定に係る諸条件の検討）

職員の給与決定の諸条件については、前記のとおりである。

これを踏まえ、各諸条件をみると、まず国家公務員においては、先に人事院が、月例給の引下げについて勧告を行っている。

本県職員の給与の状況については、全給料表ベースで昨年と比較すると、職員の平均年齢は同じであったものの、平均給与月額は減少している状況がみられた。

県内民間事業所の給与改定の状況等については、定期昇給を実施した事業所の割合、ベースアップを実施した事業所の割合とも昨年と比較して減少するなどの状況がみられた。

本年の職員給与と民間給与との較差については、特例条例による減額前では、職員給与が民間給与を1,034円（0.27%）上回っており、特例条例による減額後では、職員給与が民間給与を476円（0.13%）下回っている。

県内民間事業所の特別給の年間支給割合については、所定内給与月額の3.95月分に相当しており、昨年（3.93月分）に比べわずかに増加したものの、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.95月分）と同様の月数となっている。

(本年の給与の改定)

① 改定の基本方針

本年の職員の給与については、職員の給与及び県内の民間事業所における従業員の給与の実態、先の人事院勧告の内容並びに他の都道府県の状況とともに、地域の民間給与を重視していく必要があること等を総合的に勘案すれば、次のとおりとすることが適当であると判断する。

なお、給与勧告は、本来あるべき適正な給与水準を示すという趣旨から、以下については、平成21年4月から実施されている特例条例による減額措置がないものとした給与に基づいている。

② 給 料 表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差をみると、職員給与が民間給与を1,034円(0.27%)上回っている状況にある。

国家公務員給与が民間給与を上回っていることを考慮して人事院が俸給表の引下げ改定を勧告したことや、他の都道府県における動向等を踏まえれば、職員の本年の給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

また、給料月額について、上記の改定が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年3月青森県条例第9号)附則第9項から第11項までの規定による給料(経過措置額)についても、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

③ 期末手当・勤勉手当

人事院においては、期末手当・勤勉手当の改定を見送ったところであるが、本県の民間における特別給の年間支給割合は3.95月分となっており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数である3.95月分と同様の状況にあることを踏まえれば、本年においては期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数を改定しないことが適当である。

④ 実 施 時 期 等

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、人事院勧告の内容に準じて、遡及することなく、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施する。

また、本年12月期の期末手当において人事院勧告の内容に準じて所要の調整措置を講ずる。

(給与構造改革における経過措置額の廃止)

人事院は、給与構造改革における経過措置額(現給保障額)について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額(ただし、減額の上限を1万円とする)し、平成25年4月1日に廃止することとしているが、その理由として、経過措置額について50歳台後半層の職員を中心に在職者の2割弱(行政職俸給表(一)適用者)が受給している一方で、高齢層における官民の給与差をみると、依然として公務が民間を相当程度上回っており、平成

25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、この際、早急に経過措置額を廃止し、高齢層の職員の給与水準の是正を図る必要があることよるとしている。

経過措置額については、国の制度を基本として措置してきているところであり、今後、国及び他の都道府県状況を踏まえ、廃止する方向で検討する。

（高齢期の雇用問題）

人事院は、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくためには、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、60歳を超える職員の給与の抑制や多様な働き方を可能とする措置等を講じながら、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当であるとし、国会と内閣に対し「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」（以下、「意見の申出」という。）を行ったところである。

高齢期の雇用問題は、本県職員にも関わる重要な問題であることから、今後の国や他の都道府県動向等を注視しつつ、本県の実情を踏まえながら、定年の引き上げに向けた必要な取組を行っていく必要がある。

（高齢層職員の給与）

人事院においては、50歳台の官民の給与差への対応として、今後の定年の段階的な引上げも見据え、来年度以降、官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しの検討を進めることとしている。

また、意見の申出において、60歳を超える職員の給与について、定年を段階的に引き上げることに伴い、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の70%水準となるよう設定することとし、具体的には、俸給月額水準については60歳前の73%を確保する一方で、特別給の年間支給月数を60歳前の職員に比べ引き下げることにより、年間給与を60歳前の70%水準とするよう述べている。

本県においても、50歳台職員に係る昇格、昇給制度の見直しに係る検討及び定年を引き上げる場合の60歳を超える職員の給与制度の設計について、今後の国や他の都道府県動向等を注視しつつ、本県の実情を踏まえながら適切に対応していく必要がある。

（勤務実績の給与への反映）

昇給、勤勉手当等における勤務実績の反映については、任命権者ごとに、順次実施されているところであるが、引き続き職員の能力・業績の給与への適正な反映に向けた取組を着実に進めていくことが重要である。

（時間外勤務の縮減）

時間外勤務の縮減及び年次休暇の計画的・連続的な使用については、任命権者による様々な取組が行われているが、改善状況としては横ばいの傾向にある。

職員の健康・福祉の維持増進及び公務能率向上の観点から、今後とも継続的な取組を行っていく必要がある。

（メンタルヘルス対策）

近年、心の疾病に起因する休職者が増加する傾向にあり、職員の心の健康保持が重要な課題となっている。任命権者においては、これまでも相談窓口の設置やセミナーの開催等によりメンタルヘルス対策を講じてきたところである。

メンタルヘルス対策においては、職員が自分の心身の健康状態を把握し、早期に対処すること（セルフケア）、管理監督者が部下職員の執務状況、健康状態を把握し、適切に対処すること（ラインによるケア）により予防や早期発見・早期対応に努めるとともに、円滑な職場復帰や再発防止を促進することが必要であり、これらの充実に向けた一層の取組が必要である。

（給与勧告実施の要請）

人事委員会の給与勧告制度は、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着するとともに、職員の士気の高揚、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、円滑な行政運営に寄与してきたところである。

平成21年4月から実施されている管理職員を対象とした給与の減額措置については、本年度を最終年度とするものであるが、この措置は、給与勧告制度の趣旨とは異なるものであり、あくまで限定した期間にとどめるよう望むものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

（2）勧告

① 本年の給与の改定

ア 職員の給与に関する条例の改正

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第1（※記載省略）のとおり改定すること。

イ 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2（※記載省略）のとおり改定すること。

ウ 任期付職員の採用等に関する条例の改正

現行の給料表を別記第3（※記載省略）のとおり改定すること。

エ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年3月青森県条例第9号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年11月青森県条例第87号。（1）において「平成21年改正条例」という。）の施行の日

において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

(ア) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員

100分の99.1

(イ) (ア)に掲げる職員以外の職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。)

100分の99.34

② 改定の実施時期等

ア 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

イ 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

(ア) 平成23年12月に支給する期末手当の額は、職員の給与に関する条例第19条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)からa及びbに掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

- a 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年3月青森県条例第9号)附則第9項の規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職給料表(一)の適用を受ける職員、第2号任期付研究員若しくは第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給から3号給までであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び教職調整額の月額の合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
警察職給料表	1 級	1 号給から104号給まで
	2 級	1 号給から96号給まで
	3 級	1 号給から84号給まで
	4 級	1 号給から68号給まで
	5 級	1 号給から44号給まで
	6 級	1 号給から36号給まで
	7 級	1 号給から28号給まで
	8 級	1 号給から16号給まで
	9 級	1 号給から 4 号給まで
海事職給料表	1 級	1 号給から69号給まで
	2 級	1 号給から69号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から52号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
	6 級	1 号給から24号給まで
教育職給料表（一）	1 級	1 号給から104号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から36号給まで

給 料 表	職務の級	号 給
教育職給料表（二）	1 級	1 号給から104号給まで
	2 級	1 号給から96号給まで
	3 級	1 号給から52号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から108号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から52号給まで
	4 級	1 号給から36号給まで
	5 級	1 号給から16号給まで
医療職給料表（二）	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
	6 級	1 号給から24号給まで
	7 級	1 号給から 8 号給まで
医療職給料表（三）	1 級	1 号給から108号給まで
	2 級	1 号給から92号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
	6 級	1 号給から20号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで

b 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

（イ）平成23年4月1日から同年12月1日までの間において企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、

(ア)の額の算定に関し所要の措置を講ずること。

ウ その他所要の措置

イに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

2 職員の給与制度の動き

職員に支給される給料及び諸手当のうち、平成23年度に改正されたものは、次のとおりである。

規則の名称	施行 年月日	内 容
人事委員会規則7-27 (警察職員の特殊勤務手当)	H23. 12. 16	職員の特殊勤務手当条例の改正に伴い、所要の改正を行った。(東日本大震災に伴う災害応急警備等手当支給の特例を新設)
	H24. 4. 1	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策業務を銃器犯罪捜査手当の支給対象業務とするため、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-39 (初任給、昇格、昇給等の基準)	H24. 4. 1	薬剤師(6年制)の初任給規準の設定、獣医師(6年制)の初任給規準の改正、その他所要の整備を行うため、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-51 (へき地手当等)	H24. 4. 1	へき地等学校の統廃合に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-67 (管理職手当)	H23. 6. 14	職の新設に伴い、管理職手当区分について所要の改正を行った。
	H23. 7. 1	職の格付けの変更に伴い、管理職手当区分について所要の改正を行った。
	H24. 4. 1	青森県行政組織規則の改正等に伴い、所要の改正を行った。

規則の名称	施行 年月日	内 容
人事委員会規則7-80 (期末手当及び勤勉手当)	H23. 11. 30	育児休業取得職員の期末手当の支給に係る見直しを行うため、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-111 (特地勤務手当等)	H23. 12. 1	給料表の減額改定に伴い、当該手当の経過措置について給与改定の内容を反映させるため所要の改正を行った。
人事委員会規則7-170 (災害応急作業等手当)	H23. 12. 16	職員の特殊勤務手当条例の改正に伴い、所要の改正を行った。(東日本大震災に伴う災害応急作業等手当支給の特例を新設)
人事委員会規則7-191 (平成18年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料)	H23. 12. 1	給与構造改革に伴う経過措置額の算定基礎となる額について、給与改定に伴い100分の99.1または100分の99.34を乗じて得た額とすることとし、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-202 (平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)	H23. 12. 1	給与条例の改正に伴い、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置について必要な事項を定めるため、制定した。

第 5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関して、平成23年度に改正された内容は、次のとおりである。

規則の名称	施 行 年月日	内 容
人事委員会規則13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	H23. 5. 11	早出遅出勤務の請求要件の見直しに伴う所要の整備を行うため、改正を行った。
	H23. 11. 30	障害者自立支援法の改正に伴い、所要の整理を行った。(条項移動)

第 6 審 査

1 不利益処分の不服申立ての審査

平成 23 年度においては、前年度から繰り越した 1 件について判定を行った結果、年度末における係属事案はない。

不服申立事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事 案 名	申立年月日	処 分 理 由	審理方式	処理年月日	処理結果
県	懲戒免職処分 取消請求事案	22. 12. 16	道路交通法違反	書面審理	23. 6. 30	処分承認

2 勤務条件に関する措置要求の審査

平成 23 年度においては、新たな措置要求はなく、前年度から繰り越した 1 件について判定を行った結果、年度末における係属事案はない。

措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事 案 名	要求年月日	要 求 理 由	処理年月日	処理結果	備考
県	パワハラ中止 等要求事案	22. 12. 24	要求者へのパワーハラス メント行為の中止等	23. 4. 26	却 下	

3 公務災害補償に関する審査

平成 23 年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

4 職員の苦情の処理

平成23年度においては、21件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 関係	服務関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ・ セクハラ	計
県	2	0	2	0	0	1	5	10
委託	13	0	0	0	1	0	1	15

5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

平成23年度においては、意見聴取の申出はなく、また、継続している事案もない。

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 労働基準法別表第一の号別区分

平成23年度において、事業所等の新設、廃止等により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加し、又はこれから削除した事業所等はなかった。

2 事業所調査

労働基準監督機関としての職権行使の一環として、職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、次のとおり事業所調査を実施した。

- (1) 調査実施期間 平成 2 3 年 1 0 月～ 1 1 月
- (2) 調査対象事業所数 8 事業所（知事部局 3、教育委員会 3、警察本部 2）
（12号事業所 6、官公署 2）
- (3) 調 査 項 目 勤務時間・休憩時間・時間外勤務・宿日直勤務・母性保護等・安全衛生管理体制・健康管理・機械の管理状況・衛生基準
- (4) 調査結果
- ア 労働基準法関係
特になし
- イ 労働安全衛生法関係
- ・月 1 回以上の産業医の定期巡視の不実施〔2〕
 - ・月 1 回以上の衛生委員会の開催不実施〔2〕
 - ・非常勤事務員の定期健康診断の未受診〔1〕
 - ・有機溶剤等健康診断の不実施〔1〕
 - ・有機溶剤等健康診断結果報告書未提出〔1〕
 - ・業務上の疾病等の未報告〔1〕
 - ・特定化学物質等取扱作業場に係る喫煙等禁止の不表示〔1〕
 - ・特別管理物質の名称等の不掲示〔1〕
- ※ 〔 〕 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

3 その他の職権行使の状況

平成23年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

内 容		件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定		3	3	労働基準法第20条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新 規	61	61	〃 第36条
	更 新	48	48	
断続的な宿直又は日直勤務許可		0	0	〃 第41条

(2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	5	5	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	2	2	〃 第13条
定期健康診断結果報告	7 2	6 2	〃 第52条
機械等設置届	0	0	〃 第88条
労働者死傷病報告	1 7	9	〃 第97条
ボイラー設置届	1	1	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	2	2	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	0	0	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	4 6	2 5	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	6	3	特定化学物質障害予防規則第41条
高気圧業務健康診断結果報告	0	0	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	4	2	電離放射線障害防止規則第58条

第8 職員団体等

1 職員団体の登録

平成23年度においては、登録申請のあった東通村職員組合について登録したことにより、当委員会の登録を受けている職員団体は、44団体となった。また、青森県職員組合ほか27団体から登録事項の変更の届出があり、これを変更登録した。

平成23年度における変更登録の状況及び平成23年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

(1) 平成23年度における変更登録の状況

区 分	登録団体数	変更登録団体数	変 更 登 録 事 項 （ 件 数 ）		
			規 約	役員 の 氏 名 等	計
県 関 係	8	7	0	8	8
委 託 関 係	36	21	0	22	22
計	44	28	0	30	30

(2) 平成23年度末における登録職員団体の状況

ア 県 関 係（8団体）

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主たる事務 所の所在地	法人 格の有無	平成23年度に行った変更 登録事項（登録年月日）
県職員	青森県職員組合	26. 5. 12	間山 縫子	青 森 市	有	役員 の 氏 名 等（23. 4. 7）
教職員	青森県高等学校・ 障害児学校 教 職 員 組 合	28. 1. 30	谷崎 嘉治	〃	〃	〃（24. 2. 13）
〃	青 森 県 教 職 員 組 合	28. 4. 15	成田 保	〃	〃	〃（23. 5. 10）
〃	青森県北地方 教 職 員 組 合	41. 9. 29	野呂 寿	五所川原市	無	〃（23. 4. 6） 〃（24. 2. 16）
〃	下北教職員組合	47. 7. 20	丹道 博文	む つ 市	有	〃（23. 9. 1）
〃	青森県上北地方 教 職 員 組 合	50. 10. 28	原田 敬二	十 和 田 市	無	〃（24. 2. 3）
〃	日教組青森県 教 職 員 組 合	2. 1. 24	丹代 臣治	青 森 市	有	
〃	青 森 県 学 校 事 務 労 働 組 合	2. 3. 20	棟方 直幾	弘 前 市	〃	役員 の 氏 名 等（23. 6. 8）

イ 委 託 関 係 (3 6 団 体)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主たる事務 所の所在地	法 人 格 の 有 無	平成23年度に行った変更 登録事項 (登録年月日)
市町村 職 員	青 森 市 役 所 職 員 組 合	41. 9. 29	佐藤 良浩	青 森 市	有	役員の氏名等 (23. 12. 5)
〃	弘前市職員組合	〃	松岡美也子	弘 前 市	〃	
〃	つ が る 市 職 員 組 合	〃	白戸 光治	つ が る 市	〃	役員の氏名等 (23. 11. 21)
〃	自 治 労 東 北 町 職 員 組 合	〃	舘崎 裕之	上 北 郡 東 北 町	〃	〃 (23. 8. 11)
〃	東北町職員組合	42. 5. 30	松尾 雅樹	上 北 郡 東 北 町	〃	〃 (23. 8. 19)
〃	田 舎 館 村 職 員 組 合	42. 9. 4	鈴木 貴	南 津 軽 郡 田 舎 館 村	〃	〃 (24. 1. 26)
〃	鰺 ケ 沢 町 職 員 組 合	42. 9. 8	安田 善一	西 津 軽 郡 鰺 ケ 沢 町	〃	
〃	むつ市職員組合	42. 10. 16	酒井 一雄	む つ 市	〃	役員の氏名等 (23. 9. 30)
〃	深浦町職員組合	42. 11. 2	萱森 惣七	西 津 軽 郡 深 浦 町	〃	〃 (23. 12. 13)
〃	横浜町職員組合	〃	杉山 敬雄	上 北 郡 横 浜 町	〃	〃 (24. 3. 26)
〃	三沢市職員組合	43. 6. 24	吉田喜実夫	三 沢 市	〃	〃 (23. 9. 14) 〃 (24. 3. 26)
〃	黒石市職員組合	44. 9. 18	山谷 敬	黒 石 市	〃	〃 (23. 11. 10)
〃	平 川 市 職 員 労 働 組 合	45. 10. 20	赤平 泰衛	平 川 市	〃	〃 (24. 1. 26)
〃	大間町職員組合	46. 9. 2	細川 大広	下 北 郡 大 間 町	〃	〃 (23. 12. 2)
〃	鶴田町職員組合	48. 10. 15	佐藤 浩美	北 津 軽 郡 鶴 田 町	〃	
〃	十 和 田 市 職 員 組 合	51. 1. 14	中屋敷徳浩	十 和 田 市	〃	役員の氏名等 (23. 11. 7)
〃	野 辺 地 町 職 員 組 合	54. 5. 25	高松 大樹	上 北 郡 野 辺 地 町	〃	〃 (23. 7. 11)
〃	八戸市職員組合	57. 1. 11	久保 将	八 戸 市	〃	〃 (23. 11. 1)
〃	蓬田村職員組合	57. 10. 13	中川 孝治	東 津 軽 郡 蓬 田 村	〃	〃 (23. 11. 16)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主たる事務 所の所在地	法人 格の有無	平成23年度に行った変更 登録事項（登録年月日）
市町村 職 員	風 間 浦 村 職 員 組 合	59. 1. 24	木下 弘美	下 北 郡 風 間 浦 村	有	役員の氏名等（24. 2. 13）
〃	外 ヶ 浜 町 職 員 組 合	61. 1. 24	最上 祐司	東 津 軽 郡 外 ヶ 浜 町	〃	
〃	田子町職員組合	62. 1. 23	青木 憲子	三 戸 郡 田 子 町	〃	
〃	五 所 川 原 市 職 員 組 合	8. 6. 19	三和 大純	五所川原市	〃	
〃	お い ら せ 町 職 員 組 合	10. 3. 26	福田 輝雄	上 北 郡 お い ら せ 町	〃	役員の氏名等（23. 12. 2）
〃	六戸町職員組合	10. 7. 13	田中 洋	上 北 郡 六 戸 町	〃	
〃	平内町職員組合	10. 8. 27	門脇 淳	東 津 軽 郡 平 内 町	〃	役員の氏名等（23. 6. 27）
〃	五所川原市役所 職 員 労 働 組 合	11. 7. 26	木村 繁高	五所川原市	無	
〃	下北地域広域 行 政 事 務 組 合 職 員 組 合	14. 1. 23	杉本 茂雄	む つ 市	無	
〃	今別町職員組合	15. 2. 12	嶋中 拓実	東 津 軽 郡 今 別 町	有	
〃	階上町職員組合	15. 11. 27	地代所 誠	三 戸 郡 階 上 町	〃	
〃	西 北 五 環 境 整 備 事 務 組 合 職 員 労 働 組 合	17. 3. 24	山中 孝弘	五所川原市	無	
〃	一 部 事 務 組 合 下北医療センター 職 員 組 合	17. 11. 29	藤森 友子	む つ 市	〃	役員の氏名等（23. 10. 12）
〃	藤崎町職員組合	18. 1. 19	佐々木 渉	南 津 軽 郡 藤 崎 町	有	
〃	つがる市臨時 職 員 労 働 組 合	19. 10. 22	原田真由美	五所川原市	無	
〃	中 泊 町 職 員 労 働 組 合	21. 11. 20	鈴木 統生	北 津 軽 郡 中 泊 町	〃	役員の氏名等（23. 12. 14）
〃	東通村職員組合	23. 8. 17	柴田 妙子	む つ 市	〃	

2 管理職員等の範囲の指定

平成23年度においては、規則14－0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を2回、規則14－1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回改正した。

これらの改正により、新たに指定された職及び廃止された職は、次のとおりである。

（1） 県 関 係

機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
本 庁	議 会 事 務 局		室長	23. 5. 11
	知 事 部 局	課長代理（局の組織又は人事に関する事務を担当するもの）	県境再生調整監、副参事（室の人事事務等を主として担当するもの）	
	労働委員会事務局	次長		23. 6. 24
出 先 機 関	鉄道管理事務所		所長、次長	23. 5. 11

(2) 委 託 関 係

団 体 名	機 関	新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
青 森 市	本 庁	市長部局	副参事（庁舎管理、 予算担当）	23. 7. 15
		教育委員会事務局		
弘 前 市	本 庁	市長部局	理事、検査室長、課 長補佐（事務管理担 当）、総括主査（事 務管理担当）、主査 （法規、秘書担当）	
八 戸 市	本 庁	市長部局		
		会計管理者室	次長	
	出先機関	八戸ポータル ミュージアム	館長	
		農業交流研修 センター		
		農業経営振興 センター	場長	
		是川縄文館	館長	
黒 石 市	本 庁	市長部局		
五所川原市	本 庁	市長部局		
十和田市	本 庁	議会事務局		
三 沢 市	本 庁	市長部局		
む つ 市	本 庁	市長部局	保健福祉推進監、主 幹（秘書、予算、庁 舎管理担当）	
平 川 市	本 庁	市長部局	課長補佐（庁舎管理 担当）	
平 内 町	本 庁	町長部局	総務課指導監（庁舎 管理担当）、総務課 課長補佐（人事担 当）	
蓬 田 村	本 庁	農業委員会事務局	事務局長	
深 浦 町	本 庁	会計管理者室	課長	
野 辺 地 町	本 庁	町長部局	企画財政課調整監 （予算担当）	
横 浜 町	本 庁	町長部局		

団 体 名	機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
六ヶ所村	本 庁	村長部局	財政課総括課長補佐		23. 7. 15
田 子 町	本 庁	町長部局	たっこにんにく振興 室長		
	出先機関	保育園		園長	
		国民健康保険 高齢者保健福 祉支援センタ ー	所長		
南 部 町	出先機関	病院		看護師長	
一部事務組 合下北医療 センター	むつ総合病院		病院機能評価受審準 備室長		
	大間病院		技師長		
八戸地域広 域市町村圏 事務組合				やくら荘園長	
下北地域広 域行政事務 組合			総務課総括主幹（人 事担当）	課長補佐（人事担 当）	
北部上北広 域事務組合	病院		事務次長、総務企画 グループリーダー	管理課長	

第 9 公平委員会事務の受託

平成 23 年度においては、新たに公平委員会の事務を受託した団体はなく、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体は、10 市 30 町村 29 一部事務組合 3 広域連合の計 72 団体となっている。

1 市町村関係

委 託 市 町 村 名	委 託 年 月 日	委 託 市 町 村 名	委 託 年 月 日	委 託 市 町 村 名	委 託 年 月 日
青 森 市	H17. 7. 1	鱒 ケ 沢 町	S50. 4. 1	六 ケ 所 村	S31. 4. 10
弘 前 市	H18. 4. 1	深 浦 町	H17. 7. 1	おいらせ町	H18. 4. 1
八 戸 市	S30. 10. 25	西 目 屋 村	S32. 4. 4	大 間 町	S37. 4. 1
黒 石 市	S30. 4. 1	藤 崎 町	H17. 7. 1	東 通 村	H 9. 4. 1
五所川原市	H17. 7. 1	大 鰐 町	S30. 4. 1	風 間 浦 村	S39. 7. 15
十 和 田 市	H17. 4. 1	田 舎 館 村	S31. 4. 10	佐 井 村	H 7. 4. 1
三 沢 市	S32. 4. 4	板 柳 町	S30. 10. 25	三 戸 町	S31. 4. 10
む つ 市	H 3. 12. 26	鶴 田 町	S30. 10. 25	五 戸 町	S30. 10. 25
つ が る 市	H17. 4. 1	中 泊 町	H17. 7. 1	田 子 町	S31. 4. 10
平 川 市	H18. 4. 1	野 辺 地 町	S30. 10. 25	南 部 町	H18. 4. 1
平 内 町	S41. 1. 1	七 戸 町	H17. 7. 1	階 上 町	S29. 1. 5
今 別 町	S30. 10. 25	六 戸 町	S30. 4. 1	新 郷 村	S31. 9. 5
蓬 田 村	S30. 10. 25	横 浜 町	S35. 4. 9		
外 ケ 浜 町	H17. 7. 1	東 北 町	H17. 7. 1		

2 一部事務組合関係

委託事務組合名	委託 年 月 日	委託事務組合名	委託 年 月 日	委託事務組合名	委託 年 月 日
三戸郡町村会館 管 理 組 合	S37. 8. 15	八戸地域広域 市町村圏事務組合	S47. 8. 1	黒石地区 消 防 事 務 組 合	S53. 1. 1
公立金木病院組合	S37. 8. 15	五所川原地区 消 防 事 務 組 合	S47. 8. 1	三戸郡 福 祉 事 務 組 合	S55. 1. 1
青森県市町村職員 退 職 手 当 組 合	S37. 10. 15	西 北 五 環境整備事務組合	S47. 8. 1	黒石地区 清 掃 施 設 組 合	S59. 8. 1
青森県市町村 総 合 事 務 組 合	S37. 10. 15	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合	S47. 11. 1	青森県交通災害 共 済 組 合	H 3. 4. 1
弘 前 地 区 環境整備事務組合	S38. 7. 1	下 北 地 域 広域行政事務組合	S48. 8. 1	西北五広域福祉 事 務 組 合	H 3. 4. 1
十和田地区 環境整備事務組合	S39. 1. 1	青 森 地 域 広域消防事務組合	S48. 8. 1	青 森 地 域 広 域 事 務 組 合	H 3. 8. 1
十和田地区 食肉処理事務組合	S45. 1. 1	上 北 地 方 教育・福祉事務組合	S49. 11. 1	北 部 上 北 広 域 事 務 組 合	H 8. 8. 1
西 海 岸 衛 生 処 理 組 合	S46. 11. 1	鰺ヶ沢地区 消 防 事 務 組 合	S50. 4. 1	三 戸 地 区 塵芥処理事務組合	H 9. 1. 1
一 部 事 務 組 合 下北医療センター	S46. 11. 1	十和田地域 広 域 事 務 組 合	S51. 4. 1	三 戸 地 区 環境整備事務組合	H 9. 1. 1
弘 前 地 区 消 防 事 務 組 合	S47. 1. 1	南 黒 地 方 福 祉 事 務 組 合	S51. 11. 1		

3 広域連合関係

委託広域連合名	委託 年 月 日	委託広域連合名	委託 年 月 日	委託広域連合名	委託 年 月 日
津 軽 広 域 連 合	H10. 8. 1	つがる西北五 広 域 連 合	H11. 11. 1	青森県後期高齢者 医 療 広 域 連 合	H19. 8. 1

(注) 事務委託に伴う経費は、「委託地方公共団体と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約」に基づき、委託地方公共団体が負担することとされ、その内容は、定額に特別事務処理費（公平審査の事案があった場合その処理に要した経費）を加えたものであるが、定額分については平成3年度から、市13,000円、町村10,000円、一部事務組合等6,000円としている。

第 1 0 そ の 他

1 年間の主な動き

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
23. 4.20	第 1 回委員会
5.11	第 2 回委員会
5.16	平成 2 3 年度青森県職員採用上級試験、警察官 A 採用試験公告
5.31	第 3 回委員会
6. 6 ～ 7	人事院職種別民間給与実態調査説明会（東京都）
6.10	第 1 1 9 回全国人事委員会連合会総会（東京都）
6.16	第 4 回委員会
6.26	職員採用上級第一次試験、保健師選考第一次試験
6.30	第 5 回委員会
7. 6	第 6 回委員会
7. 7 ～ 8	第 5 4 回公平審査事務研修会（東京都）
7.10	警察官 A 採用第一次試験
7.15	平成 2 3 年度青森県職員採用上級試験（社会人枠）、中級・初級試験、警察官 B 採用試験公告
	面接技法講習会
7.24	保健師選考第二次試験
7.25 ～ 29	職員採用上級第二次試験
8.17	第 7 回委員会
8.18	職員採用上級試験合格発表
8.19	警察官 A 採用第二次試験
9. 5	第 8 回委員会
9. 7	警察官 A 採用試験合格発表
9.16	身体障害者採用選考試験公告
9.25	職員採用中級・初級、警察官 B 採用第一次試験
10. 1	人事院勧告説明会（東京都）
10. 5	全国人事委員会事務局長会議（東京都）
10. 7	第 9 回委員会
10.11	ブロック委員・事務局長合同会議（秋田市）
10.14	ブロック給与事務会議
10.16	職員採用上級（社会人枠）第一次試験
10.24	第 1 0 回委員会
10.24 ～ 25	職員採用中級・初級第二次試験
10.27	第 1 1 回委員会
11. 1	職員の給与等に関する報告及び勧告
11. 4	警察官 B 採用第二次試験
11.10	第 1 2 回委員会
11.11	職員採用中級・初級試験合格発表
11.13	職員採用上級（社会人枠）第二次試験
	身体障害者選考第一次試験
11.24	第 1 3 回委員会
11.25	職員採用上級試験（社会人枠）、警察官 B 採用試験合格発表
11.29	身体障害者選考第二次試験
11.30	第 1 4 回委員会
12. 1	人事試験技法講習会（東京都）

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
23.12. 9	第 1 5 回委員会 身体障害者選考試験合格発表
24. 1.16 ～ 20	非常勤事務員等採用選考試験第一次試験（書類選考）
1.31	第 1 6 回委員会
2. 1 ～ 2	ブロック任用事務会議（札幌市）
2. 2 ～ 3	ブロック給与事務研修会（東京都）
2.13	非常勤事務員等選考第二次試験
2.28	第 1 7 回委員会
3.15	第 1 8 回委員会
3.23	第 1 9 回委員会
3.28	第 2 0 回委員会

2 各種会議実施状況

(1) 全国人事委員会連合会関係

ア 総 会

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
第 1 1 9 回 全人連総会	23. 6.10 (東京都)	○議 事 1 平成 2 2 年度決算について 2 平成 2 3 年度事業計画案及び予算案について 3 第 1 2 0 回総会について 4 第 5 5 回公平審査事務研修会について 5 平成 2 4 ・ 2 5 年度専門部会の運営について ○報 告 1 平成 2 2 ・ 2 3 年度専門部会の中間報告について 2 第 5 3 回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第 5 4 回公平審査事務研修会について 4 平成 2 3 年度理事について 5 「園遊会」への招待者について 6 ブロック活動状況報告について ○役員選挙 ○講 演 1 「地方公務員制度をめぐる動きについて」 総務省自治行政局公務員部長 佐々木 敦朗 氏 2 「国家公務員給与等をめぐる動きについて」 人事院事務総局給与局長 尾西 雅博 氏

イ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容 等
第54回 公平審査事務研修会	23.7.8～9 (東京都)	○講 演 「当面する地方公務員行政の課題」 総務省自治行政局公務員部 高齢対策室長 古賀 友一郎 氏 ○分科会研究討議

(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係

ア 委員長及び事務局長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
委員長・事務局長 会議	東日本大震災に より中止	(書面審議) 1 平成22年度事業報告及び歳入歳出決算について 2 平成23年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案) について 3 平成23年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事 人事委員会の選出について 4 平成23年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事 人事委員会の選出について 5 平成23年度全国人事委員会連合会役員(会長・副会 長)選出のための選考委員の選出について 6 東北・北海道地区人事委員会協議会規約の一部改正に ついて
委員・事務局長 合同会議	23.10.11 (秋田市)	1 委員・事務局長合同会議 ○議事(意見交換) ① 50歳台の職員の給与水準について ② 地方公務員の新たな労使関係制度について 2 委員会議 ○意見交換 ① 地方公務員の新たな労使関係制度について ② 優れた人材を採用するための対策について 3 事務局長会議 ○意見交換 ① 給与構造改革に伴う現給保障措置の取り扱いにつ いて ② 高齢期における雇用問題について ③ 病気休暇制度について ④ 再任用職員の状況について

イ 課 長 会 議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
給与事務会議	23.10.14 (山形市)	1 課長・係長合同会議 ○協議事項 ① 本年の改定について ② 現給保障措置の取り扱いについて ③ 若年・中堅層の昇給について 2 分科会 (1) 課長会議 ① 高齢期雇用に関する意見の申出について ② 諸手当の独自改定について (2) 係長会議 ① 平成23年勧告及び報告等について

ウ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容
給与事務研修会	24. 2. 2 ～ 3 (東京都)	○講演 「昇格時号給対応の考え方について」 全国人事員会連合会事務局 櫻井 孚 氏 (1) 昇格対応の経緯について (2) 新昇格制度における昇格時号給対応について (3) 平成23年人事院勧告の分析について ○意見交換 1 独自水準調整給料表に係る検討状況について 2 最高号給在職者割合の増加への対応について 3 教育職特2級に係る昇格時号給対応について 4 給与構造改革に伴う経過措置額の廃止について 5 給与勧告における「50歳台後半層の職員の給与の抑制措置」の取扱いについて 6 高齢期の雇用問題について 7 交通用具使用者に係る通勤手当の距離区分について 8 警察学校初任科卒業者等の初任給決定について 9 特別支援学校に勤務する寄宿舍指導員の給料表の適用等の取扱いについて 10 昇格時号給対応表の見直しについて

エ 事務会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
任用事務会議	24. 2. 1 ～ 2 (札幌市)	1 全体会議 ○聴取事項等 ① 標準点換算について

		② 集団討論の実施方法等について ③ 口述試験における合否判定について ④ 試験結果の開示について ⑤ 足切り者の順位と成績開示について ⑥ 職員採用試験に関する成績開示について ⑦ Ⅲ種（初級）試験及び警察官 B 採用試験の試験会場運営について ⑧ 採用広報活動について ⑨ 職員採用試験における携帯電話の不正使用への対応について ⑩ 公務員の高齢期雇用について ⑪ 昇任選考の任命権者への委任について ⑫ 女性職員の管理職登用等について
		2 問題検討会議 ① 問題検討 ② 平成 24 年度の県別担当分野（案）

(3) 全国人事委員会事務局長会議（総務省主催）

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
事務局長会議	23.10.5 (東京都)	1 人事院勧告について 2 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について 3 給与及び定員の諸問題について 4 高齢期の雇用のあり方について 5 地方公務員共済組合制度等の当面の諸問題について 6 地方公務員の労働安全衛生について

平成 2 4 年度事務局職員名簿

電話 (総務) 0 1 7 - 7 3 4 - 9 8 2 5

(任用) 0 1 7 - 7 3 4 - 9 8 2 9

(給与) 0 1 7 - 7 3 4 - 9 8 3 0

(審査) 0 1 7 - 7 3 4 - 9 8 2 6

F A X 0 1 7 - 7 3 4 - 8 2 4 2

グループ名	職 名	氏 名	備 考
事 務 局 長		山 田 光 雄	
職 員 課 長		阿 部 善 弘	
総務・任用 グループ	総 括 主 幹	堀 切 康	(グループマネージャー)
	主 幹	花 田 忠 司	(任用担当)
	主 査	柿 崎 由 見 子	(総務担当)
	主 査	蔦 谷 陽 子	(任用担当)
	主 事	七 戸 智 輝	(任用担当)
給与・審査 グループ	総 括 主 幹	小 坂 秀 滋	(グループマネージャー)
	主 幹	角 田 正 人	(審査担当)
	主 幹	熊 谷 信 子	(給与担当)
	主 査	大 川 麻 紀	(審査担当)
	主 査	梅 原 実 津	(給与担当)
	主 査	樋 口 淳 一	(給与担当)
	主 事	五 戸 嵩 大	(給与担当)